

有料職業紹介契約書

_____(以下、「甲」という)と株式会社モスフードサービス(以下、「乙」という)とは、乙から甲への有料職業紹介事業に関し、次の通り委託契約を締結する。

第1条 (委託事項)

乙は、甲からの依頼に基づき、甲に対して次のサービス(以下、「本業務」という)を提供する。

- (1) 甲が行う求人について、適切な求職者の紹介
- (2) 上記の紹介を行うにあたっての、相談、助言、人材の開拓 及び 調査

第2条 (人材の紹介)

1. 甲は、乙に対して求人情報を提供する。
2. 乙は、甲の求人の条件に適合可能性があり、かつ甲に応募する意思のある求職者のうち、乙が適切と判断した求職者を甲に対して紹介する。

第3条 (採用選考)

1. 甲は、乙が前条により紹介した求職者(以下、「応募者」という)を自ら選考の上、
適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者の内定を決定する。
2. 応募者の選考は甲による応募者居住地での面接、又はWEBでの面接により甲が決定する。
尚、面接の実施にあたり応募者居住地への渡航が必要な場合、その費用は甲の負担とする。
3. 甲は前項に基づき内定を決定した場合、乙及び応募者に対して内定を決定した事実
を確認する書面(以下、「内定通知書」という)又はこれに 代わる 文書等を交付する。

第4条 (応募書類)

甲は、乙及び応募者が提出した履歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認する。

第5条 (免責事項)

1. 乙は、乙が紹介した応募者の履歴書、職務経歴書その他の応募書類について、その内容に虚偽や不備等があった場合でも一切責任を負わない。
2. 乙は、乙が紹介した応募者が甲に採用されて被用者として就業を開始した後は、当該被用者の行為によって甲又は第三者に発生した損害について一切責任を負わない。

第6条 (個人情報の取扱い)

1. 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報(以下、「個人情報」という)を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は、応募者の病歴、併願の状況等の個人情報については、応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。
2. 甲及び乙は、応募者の個人情報を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
3. 甲及び乙は、自己の従業員に対し、前項の義務を遵守させなければならない。また、本条の規定 は本契約の終了後といえども有効とする。

第7条 (応募者の併願)

甲は、乙から紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを確認する。

第8条 (甲の義務)

甲は、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、乙に対して通知することなく、応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならない。

第9条(紹介手数料)

1. 紹介手数料については、甲が、第1条(1)に基づき乙が紹介した応募者の内定を決定し、応募者が甲の内定承諾を表明した段階で紹介手数料が発生する成功報酬方式とする。
2. 甲が乙に支払う紹介手数料は、350,000円に消費税を加算した額とする。
3. 応募者が日本国外に居住する者であり、甲による内定後日本への入国までの間に、応募者自身の都合により入国を辞退した場合は、乙は、甲に対してすでに支払われた紹介手数料を返還する。

第10条(遅延損害金)

甲から本契約に基づき乙に対して負担する金銭債務の弁済を遅延したときは、弁済期の翌日から支払い済に至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第11条(再委託)

乙は、本契約の目的を達成するために必要な場合には、甲の事前の同意を得ずに、本業務の全部又は一部を第三者に対し再委託することができる。なお、甲の指示又は承諾のもとに選任された再委託先については、乙は、当該再委託先の監督についてのみ責任を負う。

第12条(提供資料)

1. 甲は、乙が本業務を行うために必要な資料等(以下「資料等」という)を求めた場合には、乙に対し、遅滞なく資料等を提供する。
2. 乙は、本契約の目的を達成するために必要な場合、甲から提供された資料等を複製又は改変することができる。

第13条(費用負担)

1. 本業務に関連して発生する諸費用(交通費・宿泊費・資料費用等を含みこれに限られない。)は甲の負担とする。
2. 前項にかかわらず、乙自身の渡航、出張、宿泊、資料作成等が前項にかかるの諸費用は乙が負担する。

第14条(退職時返還制度)

1. 乙が甲に紹介した応募者が、自己都合により又は就業規則違反等の応募者の責に帰すべき事由により退職したときは、乙は、以下のとおり紹介手数料を甲に返還する。ただし、甲の都合による一方的な解雇の場合並びに甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。
 - ・入社後1ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の50%
 - ・入社後3ヶ月以内に退職した場合、紹介手数料の20%
2. 前項の返還金は、甲が乙へ当該応募者が退職した旨を通知した日の翌月末までに、甲の指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は乙の負担とする。なお、甲乙の協議により、他の採用決定者にかかる紹介手数料との相殺によることができる。

第15条(紹介手数料の請求及び、支払方法)

1. 乙は、第9条に基づき算定された紹介手数料の額を、すみやかに甲に請求する。
2. 甲は、紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込む。振込手数料は甲の負担とする。

第16条(守秘義務)

1. 甲及び乙は、本契約に関し、契約継続中及び終了後を問わず、相手側から秘密である旨明示のうえ受領し又は開示を受けた情報の一切を、秘密として厳重に管理し、正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
2. 前項にかかわらず、次の各号に該当する情報については守秘義務の範囲外とする。
 - (1) 受領時にすでに公知であったもの、又は受領者の責によらず公知になったもの
 - (2) 開示を受ける以前に受領者がすでに保有していたもの
 - (3) 第三者から機密保持義務を負わされることなく受け取ったもの

(4)受領者が独自に開発したもの

第17条(求人条件等の情報開示・公開)

1. 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、甲が提示した求人条件及び一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が応募者を募集するために運営又は利用するインターネットWebサイト等において開示・公開することについて同意するものとする。
2. 乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内等、甲より入手した情報を開示・公開する場合があるものとし、その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社が乙と同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督するものとする。

第18条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自ら又はその代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。
 - (1)暴力団
 - (2)暴力団員
 - (3)暴力団準構成員
 - (4)暴力団関係企業
 - (5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (6)その他前各号に準ずる者
2. 甲及び乙は、次の各号に掲げる行為を行わないことを表明する
 - (1)暴力的な方法による要求をすること
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求をすること
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いること
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲及び乙の信用を毀損し、又は甲若しくは乙の業務を妨害すること
 - (5)反社会的勢力である第三者をして前各号の行為を行わせること
 - (6)反社会的勢力に対して、名目の如何を問わず資金提供を行うこと
 - (7)第三者が反社会的勢力であることを知りながら、当該第三者との取引を行うこと
 - (8)その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、自らが第1項の各号に該当し、若しくは前項の各号に該当する行為を行い、又はその恐れがあることが判明した場合には、直ちに相手方にその旨を通知しなければならないものとする。
4. 甲及び乙は、互いに、相手方による反社会的勢力との関係の有無に関する調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的、合理的なものである限り、これに応じなければならないものとする。
5. 甲又は乙は、相手方が、前各項に違反した場合には、何らの催告なしに直ちに、甲乙間で締結した一切の契約を解除することができる。
6. 甲又は乙は、前項に基づき契約を解除したことにより、相手方に発生した損害について、一切の賠償責任を負わない。

第19条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は本契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前迄に甲乙いずれかから契約終了の通知がない限り、引き続き同条件にて本契約を更新するものとし、以後も同様とする。
2. 本契約の当事者は、本契約の有効期間中であっても、1ヶ月前までの相手方に対する書面又は電磁的方法による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

第20条

1. 本契約の当事者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの通知又は催告をす

ることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約の全部又は一部に違反し、相当な期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に当該違反が是正されないとき。
 - (2) 監督官庁により事業停止処分を受け、又は事業許可、事業免許若しくは事業登録等の取消処分を受けたとき。
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなったとき、その他支払停止又は支払不能状態に至ったとき。
 - (4) 破産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続、その他法的倒産手続(本契約締結後に制定されたものを含む。)開始の申立てを受け、若しくは自ら申し立てたとき、又は私的整理が開始されたとき。
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。ただし、本契約の履行に重大な影響を与えない軽微なものは除く。
 - (6) 資本減少、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、廃止、若しくは変更、会社分割、合併、又は解散(法令に基づく解散を含む。)したとき。
 - (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難となったとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (8) 法令に違反したとき、又は違反するおそれがある行為を行ったとき。
 - (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
2. 前項の場合、解除権を有する当事者は、本契約の解除の有無にかかわらず、自らが被った損害の賠償を相手方に請求することができる。

第21条(損害賠償)

本契約に違反した当事者は、当該違反に起因又は関連して相手方が被った直接かつ現実に生じた通常の損害、損失及び費用(弁護士費用、逸失利益を除く。)を賠償する。なお、特別損害についてはその予見可能性にかかわらず損害賠償責任を負わないものとする。

第22条(地位の譲渡禁止)

本契約の当事者は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約に基づく地位を移転し、又は本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部について、第三者に譲渡し、承継させ、若しくは担保権を設定する等一切の処分をすることができない。

第23条(協議事項)

本契約に定めない事項 及び疑義が生じた事項 に関しては、必要に応じて甲乙誠意をもって協議の上別途定める。

第24条(合意管轄)

本契約に関連して生ずる権利義務に関する訴訟については、乙の有料職業紹介事業の許可所在地を管轄する裁判所を専属的な管轄裁判所とする。

以上締結の証として本書式通を作成するか、又は本書を電磁的に作成し、甲乙各自記名押印又はこれに代わる電子署名を施し、各々壺通又は電子署名を施した電磁的記録を保有する。

契約日 年 月 日

(甲)

(乙) 東京都品川区大崎二丁目1番1号
株式会社モスフードサービス
取締役社長 中村 栄輔

(厚生労働大臣認可番号 13 - ヌ - 317723)